

航空保安業務処理規程第 5 管制業務処理規程の一部改正について

1. 概要

航空保安業務処理規程（昭和 42 年空総第 130 号）第 5 管制業務処理規程（以下「管制業務処理規程」という。）は、航空交通管理管制官又は航空管制官（以下「管制官等」という。）が航空法（昭和 27 年法律第 231 号）第 96 条等に規定されている管制業務及びこれに関連する業務を実施するにあたって準拠すべき基準その他の事項を定めることを目的とするものである。

（1）平成 29 年 3 月から気象庁において、関西国際空港、福岡空港、与那国空港及び与論空港の気象情報の自動観測が開始された。地上視程については、航空気象通報式 1.6.1 に基づき、これまで人の目視による視程の観測値が提供されていたところ、気象情報の自動観測の開始に伴い、気象測器に基づき計算された視程値も地上視程として提供されることとなったことから、管制業務処理規程における地上視程の定義を改正することとする。

（2）平成 26 年 4 月に那覇空港において、ILS 等の航空保安無線施設を用いない、精測レーダー進入（管制官が航空機に対し、音声で適正降下角度及び進入経路を伝え、滑走路まで誘導する進入）により進入中の航空機が、管制官の指示高度から逸脱し、水面への衝突を回避するために機長が緊急操作を行った重大インシデントが発生した。これを受け、従前までは精測レーダー進入を管制する着陸誘導管制所（那覇空港事務所）においては、最終進入開始後の航空機に対して低高度警報が発せられた際に注意喚起を行う旨が規定されていなかったところ、最終進入開始後の航空機に対して低高度警報が発せられた際にも注意喚起を行うことを、管制業務処理規程に新たに規定する等とすることとする。

※低高度警報・・・航空機が通常の高さを逸脱し、地形や建造物に対して接近し、危険が生じると予測される場合にレーダー画面に発せられる警報

（3）別紙のとおり

2. 改正事項

（1）気象情報の自動観測が導入されている空港においては、人の目視による視程の観測値に加え、気象測器に基づき計算された視程値も地上視程として取扱うこととする。

（2）低高度警報が発せられた場合に注意喚起を行う対象に「着陸誘導管制所と通信設定している航空機」を追加する。

（3）管制中の航空機に対する距離、高度等の交通情報の提供事項の順を「①当該管制機からの方向②距離③進行方向④航空機型式⑤高度」から「①当該管制機からの方向②距離③進行方向④高度⑤航空機型式」

に改める。（別紙参照）

（4）その他所要の改正

3. スケジュール

施行日：平成 29 年 6 月 22 日